

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 環境基本計画策定の背景

(1) 計画を取り巻く社会潮流の変化

ア 3つの環境危機

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。

令和5(2023)年7月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴い森林火災や洪水、暴風雨等による被害が深刻化することが懸念されています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

また、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性、高蓄積性、毒性、長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

カナダの森林火災被害の様子



資料：AFP=時事

熱帯低気圧

米国ではハリケーンにより、100人以上が死亡

平成30(2018)年7月豪雨による被害(能勢町)



高温

世界各地で平均気温の記録更新
ブラジルでは44.8℃を観測

出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書、
大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

図1-1 世界各地で発生した気象災害

イ 経済、社会、環境の現状

世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書 2024」では、今後 10 年間に直面する最も深刻な 10 のリスクのうち、「異常気象」、「地球システムの危機的变化（気候の転換点）」、「生物多様性の損失と生態系の崩壊」、「天然資源不足」、「汚染（大気、土壌、水）」の 5 つを環境関連のリスクが占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界的に定着させました。

ランキング	2014年	2024年
1位	財政危機	異常気象
2位	気候変動の緩和と適応の失敗	地球システムの危機的变化（気候の転換点）
3位	水供給危機	生物多様性の損失と生態系の崩壊
4位	構造的な失業及び不完全雇用	天然資源不足
5位	重要情報インフラの故障	誤報と偽情報
6位	異常気象	AI技術がもたらす悪影響
7位	生物多様性の喪失と生態系の崩壊	非自発的移住
8位	所得格差	サイバー犯罪やサイバーセキュリティ対策の低下
9位	サイバー攻撃	社会の二極化
10位	深刻な社会的不安定	汚染（大気、土壌、水）

注：■：環境関連のリスク

注：10年後に起こりうる影響（深刻さ）の上位10項目

資料：2014年World Economic Forum「Global Risks Report 2014」（2014年1月）、2024年World Economic Forum「Global Risks Report 2024」（2024年1月）より環境省作成

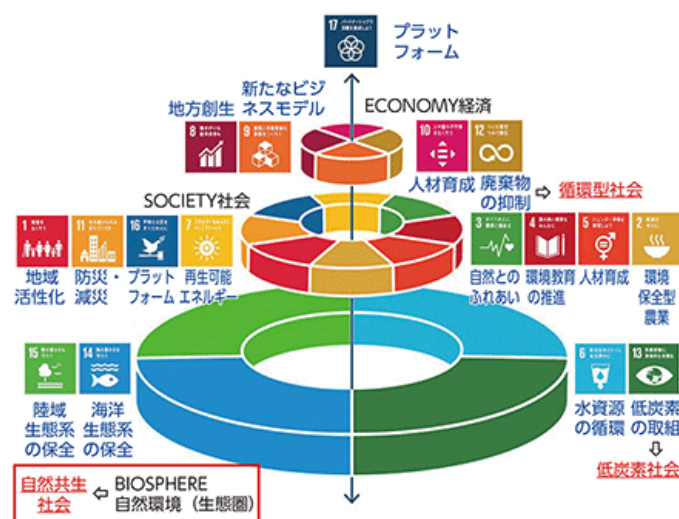
出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図 1-2 平成 26(2014)年と令和6(2024)年の報告書における今後 10 年間の
グローバルリスクの重要度ランキング

ウ SDGs

平成 27(2015)年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 のゴールが設定されました。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図1-3 SDGsのウェディングケーキモデル

エ 第六次環境基本計画

国はこれらの環境危機を踏まえ、令和6（2024）年5月に環境分野を統合する最上位の計画である「第六次環境基本計画」を策定しました。同計画では、現代文明は持続可能ではなく、転換が不可欠であり、社会変革が必要であるとされています。

また、同計画においては、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられ、あわせて環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

コラム：環境収容力の現状（エコロジカル・フットプリント）

人間活動が地球環境に与える影響を示す指標の一つに、「エコロジカル・フットプリント」があります。

人間が消費する自然資本量（需要）を数値化し、地球が生産する自然資本量（供給）「バイオキャパシティ」と比較することで私たちの生活がどれだけ環境に負荷をかけているかを把握できます。

仮に、世界の人々が全て現在の日本と同様の生活をした場合、地球2.9個分の自然資源が必要になると考えられており、「地球1個分で暮らす」ために、生活スタイルを変えていく必要があります。

世界平均	1.7	
アメリカ	5.1	
インド	0.8	
日本	2.9	

出典：環境省 エコロジカル・フットプリント指標について

(2) 環境に関する市の取り組み

門真市では、環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を定め、市域の特性に応じた環境施策を総合的に行うために、「門真市環境基本条例」を平成 25(2013)年 10 月に施行しました。

平成 27(2015)年 3 月には、同条例に基づき、「門真市環境基本計画」を策定し、環境政策を推進してきました。

また、平成 18(2006)年3月に、市及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「門真市エコオフィス推進計画」を策定し、令和6(2024)年3月に5度目の改定を行いました。第5期エコオフィス推進計画では、市の事務及び事業に伴う令和5(2023)年度の温室効果ガス総排出量は平成 29(2017)年度比で 37.9%(法定指標)削減できました。

さらに、令和4(2022)年6月の門真市議会第2回定例会においては、令和 32(2050)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すことを表明し、令和5(2023)年 10 月には、環境省の「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」の取り組みに賛同し、「デコ活宣言」をしました。



図 1-4 門真市ゼロカーボンシティ表明に対する環境大臣からのメッセージ

1-2 門真市環境基本計画の位置づけ

本計画は、門真市環境基本条例に基づき、門真市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、門真市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

門真市環境基本条例 環境基本計画

- 第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」に基づく地方公共団体実行計画として策定する門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包するものとし、国や府の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。

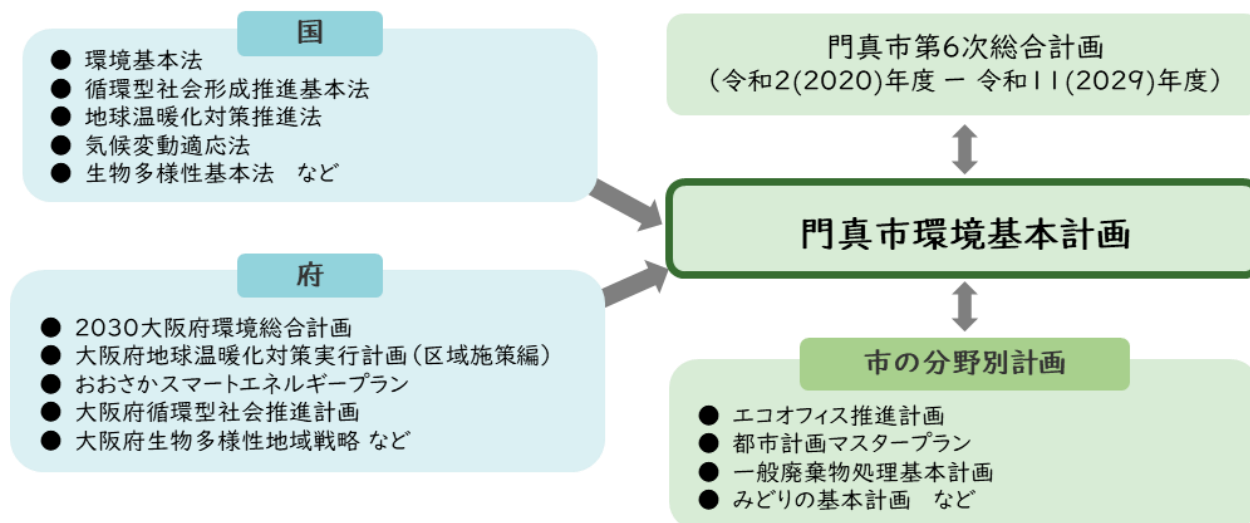


図1-5 門真市環境基本計画の位置づけ

1-3 環境基本計画の期間

門真市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、門真市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

計画開始年度を令和7(2025)年度、目標年度を令和16(2034)年度とする10年間を計画期間とします。

本計画に新たに包含する門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、国の「地球温暖化対策計画」や府の「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図るため、基準年度を平成25(2013)年度、目標年度を令和12(2030)年度とし、最終的には令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中にあっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

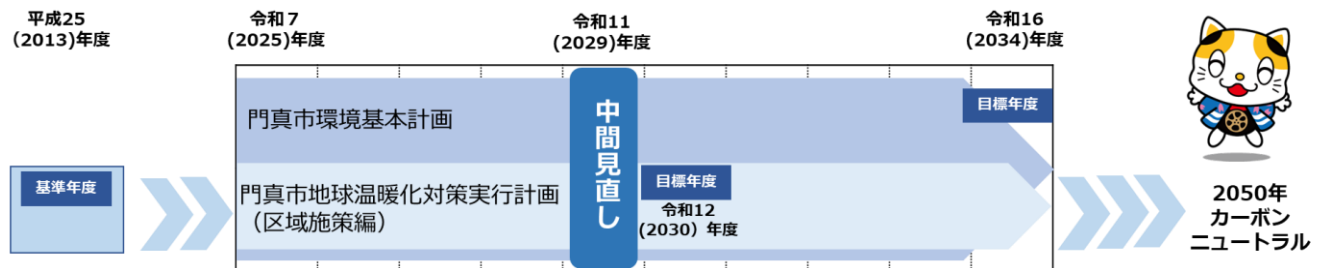


図1-6 計画期間

1-4 環境基本計画の対象

(1) 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、概ね以下のとおりとします。

表1-1 計画の対象となる環境の範囲

地球環境		地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど
	生活環境	景観・美化、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物など
	自然環境	生物多様性の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど

(2) 対象地域

本計画の対象地域は、門真市の全域とします。ただし、他地域から越境する汚染物質への対応など、門真市単独では解決が容易でない問題については、国及び他の地方公共団体との連携を図ります。

1-5 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のように地球規模の問題や、生物多様性の保全といった原因の追求やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題がみられます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の3者が目指す環境像や取り組みの方向性を共有し、互いの得意、不得意を理解し、協力する必要があります。

(1) 市の役割と責務



- 環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 取り組みの成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援を行います。
- 施策の策定や事業の実施にあたっては、関係部署と連携を取りながら進めるとともに、環境負荷の低減や自然環境の保全等に積極的に努めます。
また、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携を図り、環境問題への対応に取り組みます。

門真市環境基本条例 市の責務

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

(2) 市民の役割と責務



- 自らの日常生活が門真市の環境、ひいては地球環境に影響を与えていることを認識し、環境負荷の低減に努めます。
- 地域の環境保護活動に参加するなど、身近なところから環境問題への対応や解決に主体的に取り組めます。
- 門真市が実施する施策に積極的に協力します。

門真市環境基本条例 市民の責務

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

(3) 事業者の役割と責務



- 自らの事業活動が門真市の環境、ひいては地球環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 地域の一員として良好な市内環境の整備に努めます。
- 商品の製造、販売、廃棄などの各段階において環境負荷を最小限にとどめるよう努めます。
- 時代のニーズを踏まえながら、環境を意識した事業活動により、環境と経済の共生を目指します。
- 公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講じます。事業活動によって市民の健康や生活環境について紛争が生じたときは、誠意をもってその対応と解決に当たります。

門真市環境基本条例 事業者の責務

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

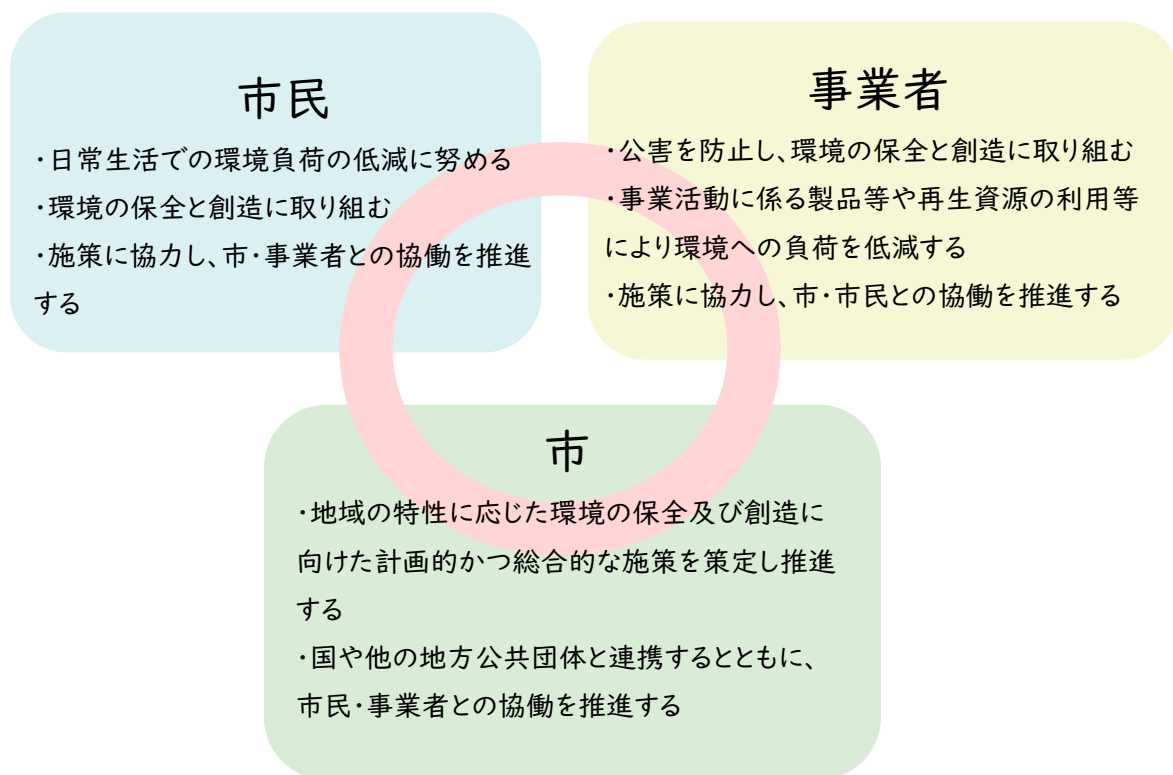


図1-7 市・市民・事業者の役割と責務